

第 5 回阿蘇市議会会議録

1. 令和 6 年 8 月 30 日 午後 2 時 00 分 招集
2. 令和 6 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 令和 6 年 9 月 17 日 午前 11 時 19 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企画財政課長	廣 瀬 和 英
代表監査委員	小 野 正 敏	防災情報課長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	税 務 課 長	上 村 美 博
会計管理者(会計課長)	加 来 隆 浩	教 育 課 長	松 岡 幸 治
監査委員事務局長	加 藤 勇 二 郎	市 民 課 長	甲 斐 直 喜
健康増進課長	山 内 る み	まちづくり課長	石 松 昭 信
上下水道課長	竹 原 昭 典	人権啓発課長	井 野 秀 一
内 牧 支 所 長	山 中 昭 人	波 野 支 所 長	岩 下 勝 則

農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹 議会事務局次長 塚 本 栄 治
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会期日程等について

日程第2 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第68号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について
- ② 議案第73号 令和6年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ③ 議案第74号 令和6年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）について
- ④ 議案第75号 令和6年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について
- ⑤ 認定第1号 令和5年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第7号 令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第8号 令和5年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第9号 令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第10号 令和5年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第62号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第63号 阿蘇市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第64号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- ④ 議案第67号 阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について
- ⑤ 議案第68号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について
- ⑥ 議案第70号 令和6年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ⑦ 議案第71号 令和6年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ⑧ 議案第72号 令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- ⑨ 認定第1号 令和5年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第4号 令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第5号 令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第6号 令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

ついて

- ⑬ 認定第 12 号 令和 5 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について
- ⑭ 議案第 76 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 65 号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について
- ② 議案第 66 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- ③ 議案第 68 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について
- ④ 議案第 69 号 令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ⑤ 認定第 1 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第 2 号 令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 3 号 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 11 号 令和 5 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

開会前に、市長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。
市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

本会議冒頭であります。9 月 6 日午後には損害賠償履行請求事件に係る熊本地方裁判所判決が言い渡され、行われました。結果、市の主張は認められませんでしたので、ここに御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番、市原でございます。

今、市長からの発言もありましたが、今回の住民訴訟に関して緊急質問をしたいと思いますので、議員各位の同意をとっていただけますか。

○議長（菅 敏徳君） ただ今、市原正君から住民訴訟の裁判の件について緊急質問をした
いとして同意を求められましたが、市原正君の住民訴訟の裁判の緊急質問の件を議題として
採決いたします。

この採決は起立によって行います。

市原正君の住民訴訟の裁判の件の緊急質問に同意の上、日程の順序を変更し、直ちに発言
を許すことに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菅 敏徳君） お座りください。

起立多数です。したがって、市原正君の住民訴訟の裁判の件の緊急質問に同意の上、日程
の順序を変更し、直ちに発言を許すことは可決されました。

12 番議員、市原正君の発言を許します。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番、市原でございます。

議員各位の同意をいただきましたこと、ありがとうございます。

それでは、早速、緊急質問に入ります。

まず、今、市長から市が敗訴したということで報告がありましたが、判決文がいつ市に届
いたのか、どういった経緯で来たのかということについて伺いたいと思います。

その次に、その判決を受けて、今後どうするのか、控訴するのか、その点について、どう
お考えなのか、伺いたいと思います。

そして、3 番目に、もし控訴するというのであれば、その経費はどのように考えている
のか、前回みたいに予備費を使うのか、あるいは専決処分でやるのか、議会を開くのか、そ
ういったことについて、執行部はどういったことを考えているのか、総務部長の答弁を求め
たいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

まず、判決文はいつ来たかについてでございますけれども、判決自体は9月6日午後に、
先ほどありましたように、言い渡しがございました。その後、代理人弁護士の手元に判決文
が届いたのが9月13日、先週の金曜日でございます。同時に私たちもその判決文について
は内容をいただいた、そういった状況でございます。

今後の予定についてでございますけれども、判決文自体がやがて40ページ近くございま
す。そういったこともありまして、公判の中で述べられた相手方の主張、また被告である阿
蘇市側の主張が正しく理解されて記載されているか、また併せて裁判官の考え、そのあたり
を精査した上で、今後の対応は考えていく必要があると考えております。中も法律用語が非
常に多くて、素人が解釈するのは非常に危険だと思っておりますので、委任した弁護士に直
接会って話をし、見解等を聞いた上で、しかるべき時期には方向性を決めてまいりたいと
考えております。

また、予算関係はどうするのか、そういった御意見もございました。これにつきましては、

執行部のほうで協議をした上で、補正予算として出すのか、専決処分するのか、前回議会でもありましたように流用で対応するのか、それは執行部内部で協議をした上で進めてまいりたいと考えております。いずれにしても日にちの期限というのがございますので、方向性はしっかり見定めて、今後進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 今の総務部長の答弁を聞きましたが、まだはっきりした態度は決まっていないということで理解をされていていいのか。

それから、弁護士からそういった書類が届くということに非常に時間がかかっているが、その点についてはそれでよかったのか、その2点について再度質問します。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 今後の方針につきましては、あくまでもその判決文を詳しく読み解いた上での対応としたいと考えております。先ほども申し上げましたように手元に届いたばかりの状況でありますので、現段階では何とも言えない、そういった状況でございます。

弁護士につきましては、代理人弁護士のほうに訴状が届けられるようになっておりますし、私たちが聞いているのは、代理人弁護士の業務の都合で到達が遅れたとお聞きをいたしております。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） もう1点だけ確認をします。控訴期限は、いつになっていますか。それによって、やはり予算というものは、臨時議会を開くということが不可能であれば、先ほど言いましたように専決でやる可能性も出てくると思いますが、そういったことについて、総務部長の再度の見解を求めます。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 控訴の期限でありますけれども、13日に届いておりますので、13日の翌日、14日から起算して14日以内ということで27日の金曜日が期限であると私たちは認識しております。ただ、この期限については、また委任弁護士と詳細を確認した上での対応になってくるかと思えます。御意見にありました今後の予算措置の対応については、執行部のほうで協議した上で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12 番（市原 正君） 総務部長、答弁、ありがとうございました。

以上で、私の緊急質問を終えたいと思います。議長、ありがとうございました。

○議長（菅 敏徳君） これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

日程第1 会期日程等について

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「会期日程等について」、議会運営委員長が報告いたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、議会運営委員会を午前 9 時 30 分から開催し、一般質問、追加議案などの取扱いについて審議を行いましたので、その結果を御報告いたします。

今期、一般質問の通告者は 9 名であります。したがって、一般質問を 9 月 18 日と 19 日、2 日間といたしまして、1 日目の 18 日は 5 名までとし、2 日目の 19 日は残り 4 名で行うことに決定をいたしました。

次に、追加議案についてです。本日、執行部より 2 件の追加議案が上程されました。提出されました議案書については本日配付を行い、取扱いについては、委員会付託を省略、議会最終日の 19 日木曜日の日程に追加、提案理由の説明、質疑、討論、採決まで行うことに決定をいたしました。

最後に、議会最終日の 19 日、本会議閉会後に本議場におきまして全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

日程第 2 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 68 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について
- ② 議案第 73 号 令和 6 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- ③ 議案第 74 号 令和 6 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- ④ 議案第 75 号 令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
- ⑤ 認定第 1 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第 7 号 令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 8 号 令和 5 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 9 号 令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

て

⑨ 認定第 10 号 令和 5 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

て

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2「各常任委員長報告」を行います。

審議の方法は、委員長報告、質疑、討論、採決の順に行いますが、議案第 68 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」は、経済建設常任委員長の報告後に行う一般会計予算以外の採決がすべて終了した後に討論、採決を行いますので、お間違いのないようお願いいたします。

それでは、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 68 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」他 8 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務常任委員長、園田浩文君。

○総務常任委員長（園田浩文君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告を行います。

令和 6 年第 5 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 4 件、認定 5 件であります。9 月 4 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 68 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」であります。

「税務課」の予算について。

委員より、「今回の物価高騰対応重点支援給付金（定額減税調整給付分）の増額補正の詳しい説明を。」との質疑があり、税務課長から、「今回の補正は、定額減税しきれないと見込まれる方に対する給付分です。当初は約 4,200 名分を見込んでいましたが、その後に制度が確定、また、令和 5 年分の課税情報等を基に改めて算定したことで、対象者が約 4,900 名と増加したものであります。」との答弁がありました。

「企画財政課」の予算について。

委員より、「山田地域の阿蘇市コミュニティ交通実証実験イコカーについて、今後、どのような公共交通のあり方を検討するのか。」との質疑があり、企画財政課長から、「今回の実証実験の結果として、山田地域はお元気な高齢者の方が多く、アンケート結果では、多数の方が『御家族の送迎も含めて、他に移動手段がある』という御意見でありました。今後、高齢化の状況や地域の方々の御意見も参考にしながら、検討していきたいと考えています。」との答弁がありました。

「防災情報課」の予算について。

委員より、「消防団の活動服などの更新について、これまで使用していたものはどのようなのか。」との質疑があり、防災情報課長から、「現行の活動服・法被は、消防団で保管していただき、有事の際に有効に活用していただければと思っています。」との答弁がありました。

続きまして、「選挙管理委員会」の予算について。

委員より、「市長選挙費用については、今年度、実施されるのは分かっている。補正予算ではなく当初予算で計上すべきではないか。」との質疑があり、総務係長から、「当初予算の編成時は、財源等を確保することができず、例年、基金を取り崩しての予算編成となっています。4月から9月までは、市長選挙費用の執行がないこと、また、9月には、繰越金や普通交付税の額等も確定いたしますので、これまでも9月定例会において予算化をさせていただいております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第73号「令和6年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について」、議案第74号「令和6年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第1号）について」、議案第75号「令和6年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題として審査を行いました。

委員より、「3つの財産区、それぞれの水道料金はどのようになっているのか。」との質疑があり、企画財政課長から、「水道料金については、それぞれ条例で定めており、例えば、基本料金が1月1,200円に4人以上の世帯は1月50円を、牛馬の頭数や水洗トイレの有無等に応じ加算するなど、財産区ごとに異なっています。なお、中通財産区は、各戸にメーターを付けておりますので、検針結果に基づき料金を決定しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第1号「令和5年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

「内牧支所」の決算について。

委員より、「庁舎夜間機械警備業務委託について、これまでに苦情や不具合等はなかったか。」との質疑があり、内牧支所長から、「機械警備への変更については、事前にお知らせ端末等により周知を図り、死亡届等につきましても、昼間に日直で対応していますので、苦情等1件も寄せられていない状況です。」との答弁がありました。

「波野支所」の決算について。

委員より、「福祉バスの運行先はどのように決定しているのか。」との質疑があり、総務部長から、「本事業については、地域の方々のニーズ、要望を聞いた上で、より身近な福祉バスとなるよう努めています。御高齢の方の利用が多く、特にお買い物便については、ある程度まとまった買い物ができる場所を望まれておられます。」との答弁がありました。

続きまして、「税務課」の決算について。

委員より、「不納欠損額約3,609万円とあるが、固定資産税は名義が変わらない限り、毎年課税されるのか。また、毎年この不納欠損は出てくるのか。」との質疑があり、税務課長から、「固定資産税は、原則、登記名義人に課税いたします。死亡等により登記名義人がいない場合は、所有者や相続人等に課税を行います。今回の不納欠損は、主に令和2年度に執行停止とした分であり、停止後も税務調査等を行い、結果、資力がない方や担税能力が見込

めない方について、最終的に欠損処理したものです。今後も、税務調査や滞納処分の結果、不納欠損処理は発生する可能性があります。」との答弁がありました。

続きまして、「総務課」の決算について。

委員より、「自治会の統合についてのメリット、デメリットは。」との質疑があり、総務係長から、「メリットとしては、自治会役員などのなり手不足の解消が図られます。デメリットについては特にないものと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第7号「令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「令和5年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第9号「令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「令和5年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括議題として審査を行いました。

企画財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、認定第7号から第10号までは、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第68号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算」及び認定第1号「令和5年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第68号及び認定第1号を除き、採決いたします。

お諮りいたします。議案第73号「令和6年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について」から議案第75号「令和6年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第2号）について」までの3件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号から議案第75号までの3件は、一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号から議案第75号ま

での3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。認定第7号「令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第10号「令和5年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの4件を一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。それでは、認定第7号から認定第10号までを一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号から認定第10号までの4件は、委員長の報告のとおり認定されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第62号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ② 議案第63号 阿蘇市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第64号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- ④ 議案第67号 阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について
- ⑤ 議案第68号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について
- ⑥ 議案第70号 令和6年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ⑦ 議案第71号 令和6年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- ⑧ 議案第72号 令和6年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- ⑨ 認定第1号 令和5年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第4号 令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第5号 令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫ 認定第6号 令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 認定第12号 令和5年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について
- ⑭ 議案第76号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第62号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」

他 13 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、立石昭夫君。

○文教厚生常任委員長（立石昭夫君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和 6 年第 5 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 9 件、認定 5 件であります。9 月 5 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものについて報告いたします。

最初に、議案第 62 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」であります。

市民課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 63 号「阿蘇市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 64 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 67 号「阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について」であります。

教育課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 68 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」であります。

「教育課」の予算について。

委員より、「就学援助費について変更内容の説明を。」との質疑があり、総務係長から、「就学援助費の一部を国の基準に合わせて単価を増額しています。修学旅行費では、小学生で一人当たり 1,510 円増の 2 万 2,690 円、中学生で 4,240 円増の 6 万 910 円。給食費では、小学生で一人当たり 1 万 1,000 円増の 5 万円、中学生で 1 万 3,000 円増の 5 万 8,000 円となります。」との答弁がありました。

続きまして、「健康増進課」の予算について。

委員より、「一の宮保健センター備品購入費について、購入内訳は。」との質疑があり、課長補佐から、「折り畳みテーブル 36 台、折り畳み椅子 90 台、折り畳み椅子用の収納台車 2 台、回転椅子 1 台の購入を予定しています。」との答弁がありました。

別の委員より、「多言語対応タブレットの活用方法は。」との質疑があり、健康増進課長から、「外国人の方へ母子手帳の交付や家庭訪問の際に、31 か国語に対応可能な翻訳機能

を利用し、円滑な意思疎通を図るための活用を考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 70 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。

委員より、「国民健康保険の財政調整基金の残高は。」との質疑があり、国保・年金係長から、「令和 5 年度末の基金残高は、約 2 億 2,000 万円になります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 71 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 72 号「令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 1 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

「教育課」の決算について。

委員より、「遠隔教育に対応できる環境整備について、教育現場ではどのような活用を行っているのか。」との質疑があり、学務係長から、「幅広い活用ができる I C T の利点を發揮し、自宅と学校をつなぐオンライン授業をはじめ、S D G s を考えるプレゼンコンテストのため教室と外部講師とをつないでオンライン授業を行うなど、活用を図りました。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の決算について。

委員より、「運動団体への支援の内訳は。」との質疑があり、人権啓発課長から、「自由同和会は、阿蘇支部に 95 万 6,000 円、一の宮支部に 141 万 8,000 円、全日本同和会は、阿蘇支部に 139 万円、一の宮支部に 153 万円です。また、部落解放同盟については、支部長が病氣療養中のため支出はありませんでした。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の決算について。

委員より、「ごみ処理対策の推進について、未来館に持ち込まれるごみ量の推移は。」との質疑があり、市民課長から、「令和 5 年度 8,424 トンで前年度から 24 トン減少している状況です。」との答弁がありました。

次に、「健康増進課」の決算について。

委員より、「健康ポイント事業のアプリの普及状況は。」との質疑があり、健康増進課長から、「令和 5 年度末で 1,517 名の登録があり、前年度より 263 人増加している状況です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 4 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 5 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 6 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第 12 号「令和 5 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より、「令和 5 年度の外来患者数が前年度と比べると阿蘇医療センターでは減少し、波野診療所で増加している理由は。」との質疑があり、医療センター事務部長から、「医療センターの患者数の減少については、新型コロナウイルス感染症に関して、市販の検査キットの流通が増えたこと、また、5 類感染症へ移行し診療が有料になったことなどが影響したものと考えられます。一方で、波野診療所については、5 類への移行でコロナの診療が可能となったことが、増加の要因にあると思われます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 76 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 68 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算」及び認定第 1 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 68 号及び認定第 1 号を除き、採決いたします。

まず、議案第 62 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号「阿蘇市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号「阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につい

て」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号「令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 4 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第 5 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 5 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第 6 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 6 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第 12 号「令和 5 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 12 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 76 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時に再開いたします。

午前 10 時 44 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 65 号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について
- ② 議案第 66 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- ③ 議案第 68 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について
- ④ 議案第 69 号 令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- ⑤ 認定第 1 号 令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ⑥ 認定第 2 号 令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑦ 認定第 3 号 令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第 11 号 令和 5 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（菅 敏徳君） 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 65 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」他 7 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、児玉正孝君。

○経済建設常任委員長（児玉正孝君） それでは、経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和6年第5回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案4件、認定4件であります。9月6日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第65号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」であります。

委員より、「料金改正にあたり、類似施設の料金調査は行ったのか。」との質疑があり、観光企画係長から、「小国町や菊池市等の類似施設を参考とした料金設定を行っています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第66号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」であります。

上下水道課長より補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第68号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について」であります。

「農政課」の予算について。

委員より、「修繕工事が計上されている狩尾地区堆肥センターの臭気対策は。」との質疑があり、農政課長から、「指定管理者の阿蘇農協とも連携し、これまで、施設の増築・改築のほか、臭気資材の投入を行った結果、臭気は軽減している状況です。」との答弁がありました。

「まちづくり課」の予算について。

委員より、「阿蘇山麓多目的広場管理棟整備工事の概要を。」との質疑があり、まちづくり課長から、「木造の平屋建て約8坪の施設を計画しています。工事の際は、広場利用に支障が出ないように配慮します。」との答弁がありました。

「建設課」の予算について。

委員より、「舗装構造調査業務委託の内容は。」との質疑があり、建設課長から、「路面の状態等を調査し、悪化等が確認された場合、路線の修繕方法や補修の範囲を具体的に決定するための事業となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第69号「令和6年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

観光課長より補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第1号「令和5年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

「農政課」の決算について。

委員より、「農業担い手の育成支援について、新規就農の状況は。」との質疑があり、農政課長から、「合併から令和5年度までの新規就農者214名のうち、新規参入者が約5割を占めており、次にUターン者、新規学卒者の順となります。新規参入者の多くは、主に市外からの参入になります。」との答弁がありました。

別の委員より、「農地の大区画化の推進に関する具体的な取組は。」との質疑があり、課長から、「黒川地区で行う新規の区画整理事業では、1区画が約50アールから1ヘクタールまでの整備を行う予定としています。また、中山間地域等直接支払事業の委員会事業として畦畔除去事業を設けており、大型機械の利用に対応した支援を行っています。」との答弁がありました。

「農業委員会」の決算について。

委員より、「農地斡旋の現状は。」との質疑があり、農業委員会事務局長から、「農地の売却を希望する方が多く、貸し物件が少ない状況です。特に農振地外の農地は、斡旋の見込みがないのが現状です。」との答弁がありました。

別の委員より、「農地の斡旋に関して、担い手農家の負担軽減につながる農業委員会独自の取組は。」との質疑があり、事務局長から、「斡旋事業につきましては、買い手側の手数料の軽減措置を行っていますが、今後、買い手側への補助等については、農業委員と推進委員とともに国・県への要望を考えています。」との答弁がありました。

「観光課」の決算について。

委員より、「観光客の受入態勢強化についての具体的な取組は。」との質疑があり、観光課長から、「新たな観光スポットづくりとして、内牧中央公園や石にデザイン看板を整備したほか、阿蘇山上でのEバイク体験や火山信仰に関する多言語解説板の設置などに取り組んでいます。」との答弁がありました。

「まちづくり課」の決算について。

委員より、「サステナブルな地域づくり事業に高額な事業費を投じているが主要な施策に記載がない。具体的な説明を。」との質疑があり、まちづくり課長から、「草原を活用しながら保全するといった持続可能な地域づくりを推進するため、関連するコンテンツ造成・販売、国内外へのプロモーション活動、ガイド育成や受入体制づくりなどを包括的に取り組んでいます。なお、昨年度の体験ツアーには、ヨーロッパなどから400名を超える参加者の実績がありました。」との答弁がありました。

「住環境課」の決算について。

委員より、「市営住宅の提供については、集落内の空き家を買取り、市営住宅として活用する取組はできないか。」との質疑があり、住環境課長から、「長寿命化計画を踏まえ、既存団地からの建て替えや改修を行っていますが、今後、他の事例を参考にしたいと考えています。」との答弁がありました。

「建設課」の決算について。

委員より、「道路施設等の長寿命化への取組として、橋梁及び道路の補修等は計画的に行われているのか。」との質疑があり、道路河川係長から、「橋梁は全体で500橋あり、1年

間で100橋ずつの5年サイクルで点検を行いながら、順次、維持補修を行っています。道路の舗装更新については、補助事業等の状況に合わせ整備を進めています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号「令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より、「火口Eゾーンの状況は。」との質疑があり、経済部長から、「Eゾーンについては安全対策への取組が最も重要となります。監視体制や火山ガスへの対応等について、阿蘇火山防災会議協議会からも意見をいただきながら、慎重に運用しているところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号「令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

委員より、「下水道の未普及率の解消についての進捗は。」との質疑があり、上下水道課長から、「計画に対しては90%程度完了しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第11号「令和5年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

委員より、「5年度剰余金の積立残高の内訳は。」との質疑があり、上下水道課長から、「当年度末の残高は、減債積立金が2,046万8,000円、建設改良積立金が2,000万円となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第68号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算」及び認定第1号「令和5年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第68号及び認定第1号を除き、採決いたします。

まず、議案第65号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号「令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号「令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 2 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第 3 号「令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 3 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第 11 号「令和 5 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 11 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、議案第 68 号及び認定第 1 号を除く、すべての案件について採決が終わりました。

これより、一般会計予算の採決を行います。

まず、議案第 68 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 68 号について採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決です。議案第 68 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

最後に、認定第 1 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論を行います。討論はありませんか。

10 番議員、竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 10 番、竹原です。私は、決算書の中身の中で人権対策費、運動団体補助金 529 万円について反対をいたします。

内容は、人権問題には同和問題だけではなく、ジェンダー平等、そして、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人問題など、数多くの人権問題が存在をしています。その中で、同和団体だけではなく、市内の在住の人権団体にも補助金交付を行うべきだと考え、令和 5 年度決算には反対をいたします。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 反対意見がありました。

原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 賛成者の討論がないようでございます。これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、これより認定第 1 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。認定第 1 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菅 敏徳君） おかけください。

起立多数です。したがって、認定第 1 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 19 分 散会